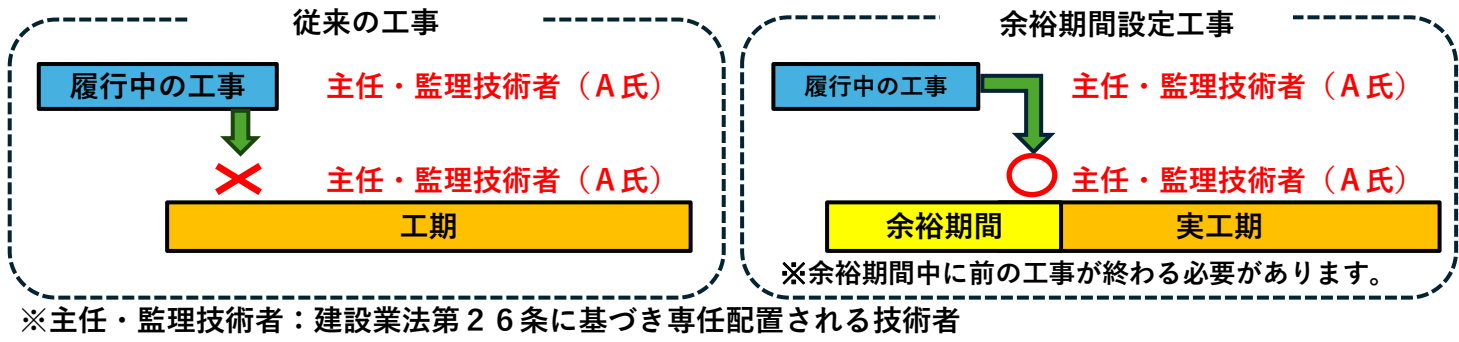


工事における余裕期間制度について

技術者の配置

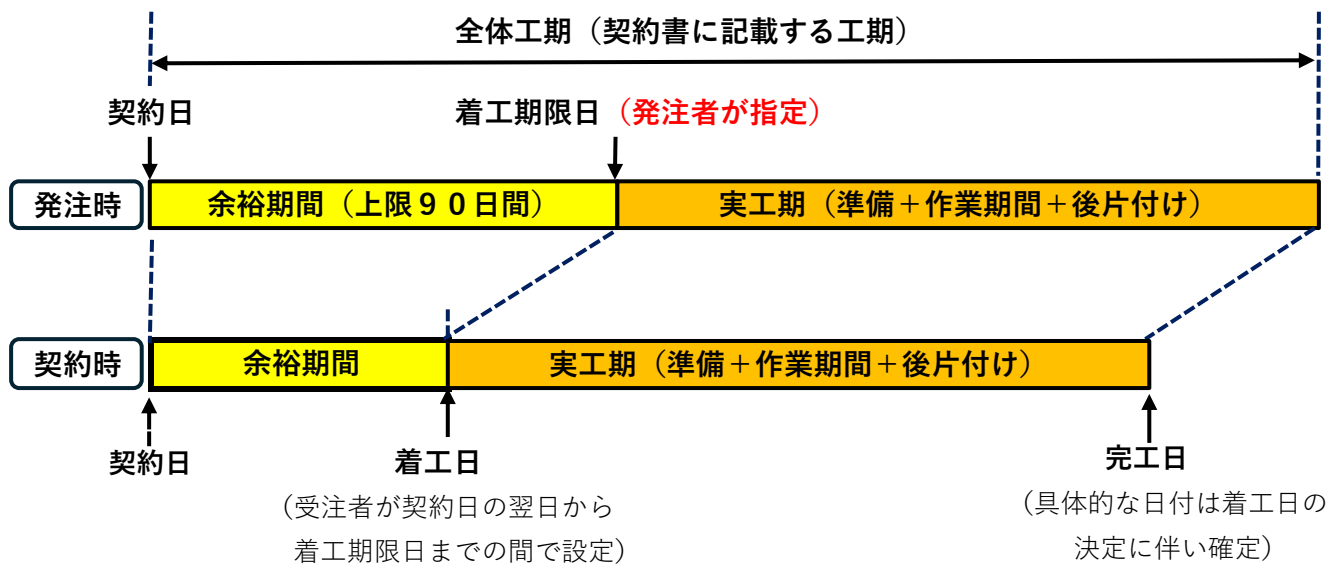


概要

任意着手方式

⇒ 余裕期間内で、受注者が着工日を自由に設定できます。

※発注者が余裕期間と着工日を指定する「発注者指定方式」もあります。



余裕期間

- ・ 監理技術者等の配置は不要です。
- ・ 現場代理人の常駐は禁止です。
- ・ 着工とみなされる行為はできません。
- ・ 工事に必要な資機材の準備は可能です。

実工期

- ・ 配置技術者の重複がないかの確認は、着工日を基準として行います。
- ・ コリンズには実工期を契約工期・従事期間として登録してください。
- ・ 中間前金の請求にあたっては、実工期の1/2以上が経過していることが必要です。

(参考) 着工とは

起工測量（草刈り等の準備も含む）、資機材の現地搬入、現場事務所の設置、仮設物の設置（工事看板等も含む）、工場製作の着手、その他工事を実施するための準備をいいます。資機材の準備や労働者の手配は含まれません。